



山形県公報

令和5年2月7日(火)
第377号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) …… 71
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) …… 同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) …… 同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(庄内総合支庁農村整備課) …… 72

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会2月定例会の招集…………… 同

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) …… 同
- 同……………(同) …… 73

告 示

山形県告示第83号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人いとしあ	訪問介護事業所いとしあ 米沢市大字笹野636番地の5	訪 問 介 護	令和5.2.1

山形県告示第84号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	両 堰 地 区	令和4年12月27日

山形県告示第85号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
水田畑地化基盤強化対策事業	三 川 地 区	平成30年3月23日
経営体育成基盤整備事業	鎌 田 地 区	令和3年3月23日
経営体育成基盤整備事業	たらのきだい地区	令和4年12月21日

山形県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県宮坂野辺地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和5年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

令和5年2月7日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和5年2月10日（金）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南陽市中央東字永田53番	田	1,102

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構

から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年5月	5年	55,100円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和5年2月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飽海郡遊佐町直世字脇田10番1	田	411
飽海郡遊佐町直世字脇田24番1	田	72
飽海郡遊佐町直世字脇田24番2	田	1,740

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年5月	5年	111,150円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和5年2月21日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - ホ 意見の趣旨及びその理由
 - ヘ その他参考となるべき事項
- (2) 意見書の提出先
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課